

教育総合データベース構築に係るプロポーザル方式業者選定委員会要綱

令和5年1月31日市長決裁

(設置)

第1条 教育総合データベース構築事業（内閣府実証事業）における公募型プロポーザル方式の業者選定（以下、「本選定」という。）において、参加事業者から提案された企画提案書を審査し、連携事業者の適正な選定を行うため、選定委員会を設置する。

(業務)

第2条 選定委員会は、連携事業者を選定するにあたり、参加事業者から提出された企画提案書類及びプレゼンテーションについて、別に定める審査基準に基づき審査を行う。

(組織)

第3条 選定委員会は、委員長及び委員をもって組織し、それぞれ別表に掲げる職にあるものをこれに充てる。

(委員長)

第4条 委員長は会務を総理し、選定委員会を代表する。

2 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する者が職務を代理する。

(運営)

第5条 選定委員会は、委員長が招集し、これを開催する。

2 会議は委員の過半数の出席により成立する。

3 会議の議長は、委員長があたる。

4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

5 会議の討議内容は非公開とする。

(審査)

第6条 審査の対象は、参加資格の要件を満たしている者とする。参加資格等の確認は事務局において行う。

2 選定委員会における審査は、各参加事業者から提出された企画提案書類及び会議当日のプレゼンテーションに関して行うものとする。

3 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を選定委員会に出席させ、その意見を求めることができる。

(委員の責務)

第7条 委員は直接的、間接的を問わず、参加事業者に対して特別な援助、助言等を行ってはならない。

- 2 委員その他の関係者は、先手委員会の内容又はその職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(事務局)

第8条 先手委員会の事務局は、教育委員会事務局教育政策室に設置する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、選定委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が選定委員会に諮って定めるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 本要綱は、令和5年2月1日から施行する。
(この要綱の失効)
- 2 本要綱は、本選定が終了した日限り、その効力を失う。

別表 (第3条関係)

	委員の職名等
委員長	副市長
委員	教育部長
委員	こども健やか部次長
委員	教育委員会事務局次長兼教育政策室長
委員	デジタル戦略室長
委員	教育データの利活用を担当している教育政策室の職員